

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>V-3-3-4 他業銀行業高度化等会社</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>銀行は、法第16条の2第1項第15号に掲げる会社（施行規則第17条の4の3に規定する会社（以下「<u>一定の銀行業高度化等会社</u>」という。）を除く。以下「<u>他業銀行業高度化等会社</u>」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) 他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為とし</p>	<p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>V-3-3-4 他業銀行業高度化等会社</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>銀行は、法第16条の2第1項第15号に掲げる会社（施行規則第17条の4の3に規定する会社を除く。以下「<u>他業銀行業高度化等会社</u>」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>て、銀行本体をはじめとした銀行グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び本指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、銀行や銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。</u></p> <p>※1 <u>ここで言う「実証実験」とは、他業銀行業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業銀行業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、銀行本体や当該銀行のグループ会社等において、当該他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、銀行は、実施しようとする実証実験が、当該銀行や当該銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。</u></p> <p>※2 <u>一定の銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、銀行本体をはじめとした銀行グループにおいて行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>